

## 函館工業高等専門学校科目等履修生規程

令和4年3月9日  
函高専達第12号

### (趣旨)

第1条 この規程は、函館工業高等専門学校学則第56条の規定に基づき函館工業高等専門学校科目等履修生(以下「科目等履修生」という。)に関し、必要な事項を定める。

### (入学資格)

第2条 科目等履修生として入学することのできる者は、次の各号の一に該当するものとする。

- 一 高等学校を卒業した者
- 二 校長が、前号と同等以上の学力があると認めた者

### (出願手続き)

第3条 科目等履修生として入学を志願する者は、次の各号に掲げる書類に検定料を添え、入学1か月前までに、校長に願い出なければならない。

- 一 入学願書(別紙様式第1号)
- 二 履歴書
- 三 最終学校の卒業又は修了証明書(いずれも見込を含む。)
- 四 現に職を有している者は、勤務先所属長の承諾書

### (入学許可)

第4条 入学志願者については、面接試験その他による選考の上、校長が入学を許可する。

- 2 入学の許可に際しては、所定の期日までに入学料を納付しなければならない。
- 3 入学を許可された者は、入学時までには誓約書を提出しなければならない。

### (入学時期)

第5条 科目等履修生の入学時期は、原則として学期の始めとする。

### (履修期間)

第6条 履修期間は、当該年度内とする。ただし、科目等履修生の願い出により、校長が必要と認めるときは、1年に限り、その期間を延長することができる。

### (指導教員)

第7条 科目等履修生に対しては、指導教員を定める。

(検定料、入学料及び授業料)

第8条 検定料、入学料及び授業料の額は、独立行政法人国立高等専門学校機構における授業料その他の費用に関する規則(平成16年4月1日独立行政法人国立高等専門学校機構規則第35号)に定める額とする。ただし、第6条の規定により履修期間を延長するときは、検定料及び入学料を徴収しない。

(授業料の納付)

第9条 授業料は、所定の期日までに履修する科目に係る全額を納付しなければならない。

2 授業料を納付しない者は、校長がこれを除籍する。

(検定料等の返還)

第10条 既納の検定料、入学料及び授業料は、返還しない。

(単位の認定)

第11条 履修した授業科目を修得した場合は、所定の単位を認定する。

2 認定された修得単位に関しては、本人からの願い出により、単位修得証明書を交付する。

(退学)

第12条 科目等履修生が履修期間満了前に退学しようとするときは、退学願を校長に提出し、その許可を受けなければならない。

2 校長は、科目等履修生として不相当と認めた者に対しては退学を命ずることがある。

(雑則)

第13条 この規程に定めるもののほか、科目等履修生に関し必要な事項は、学則等の学内諸規則を準用する。

附 則(令和4年3月9日函高専達第12号)

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

別紙様式第 1 号

函館工業高等専門学校科目等履修生入学願書

年 月 日

1. 志願者<sup>ふりがな</sup>氏名

2. 志願者生年月日

年 月 日

3. 履修希望科目

4. 履修希望期間

年 月 日から 年 月 日まで

※ 履修開始日は、4月1日又は10月1日とすること。